

大阪市告示第1041号

令和5年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「条例」という。）の運用状況について、条例第31条の規定に基づき次のとおり公表する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 公益通報制度

(1) 受付件数

622件（うち顕名による通報265件）

(2) 受付状況

（単位：件）

区 分	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
面 会	149	—	149
電 話	109	—	109
郵 便	64	19	83
フ ァ ク シ ミ リ	24	3	27
ホームページ・メール	120	134	254
合 計	466	156	622

（注）内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものです。

外部受付窓口の件数は、公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものです。（下記(3)についても同じ。）

(3) 関係所属別通報件数

（単位：件）

所 属	内部受付窓口	外部受付窓口	合 計
-----	--------	--------	-----

教 育 委 員 会 事 務 局	55	23	78
総 務 局	47	18	65
福 祉 局	48	12	60
建 設 局	39	13	52
平 野 区 役 所	36	3	39
都 市 整 備 局	27	3	30
消 防 局	21	8	29
環 境 局	21	7	28
天 王 寺 区 役 所	21	5	26
健 康 局	22	4	26
そ の 他 の 局 等	111	37	148
そ の 他 の 区 役 所	162	28	190
分 類 で き な い も の	57	27	84
合 計	667	188	855

(注1) 委員会に関する通報は「総務局」に含めています。

(注2) 1件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数とは一致しません。

(注3) 「分類できないもの」とは、通報内容がいずれの所属にも関係しないものや、本市職員等に関する事実ではないもの等が含まれます。

(4) 処理状況

(単位：件)

ア	令和5年度に継続されたもの	83
イ	令和5年度に受け付けたもの	622

ウ	受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの		1
エ	令和５年度において処理したもの		650
	A	委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの	0
	B	委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの	0
	C	調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの	23
	D	調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの	48
	E	公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	579
オ	翌年度に継続するもの		56

(注１) 是正等の措置の勧告：条例第９条第１項及び第２項に基づくもの

(注２) 意見書：条例第24条第１項に基づくもの

(5) 違法又は不適正な事実が認められたもの（上記(4)エC）の例

	認定事実	関係所属
ア	・休日出勤の申し出を承認しなかったにも関わらず、休日に勤務をさせていた上、超過勤務手当が支払われていなかった。（違法：労働基準法第37条違反）	阿倍野区役所
イ	・庁内情報ネットワークにおける自身のＩＤ及びパスワードを他の職員に伝え、使用させていた。（不適正：大阪市情報セキュリティ対策基準「10 人的セキュリティ」違反。なお、項番は調査当時のもの。）	

(注) いずれの事項も関係所属において是正等の措置がとられています。

(6) 不利益取扱いに係る申出

条例第12条第１項に基づくもの

(単位：件)

ア	令和５年度に継続されたもの		2
イ	令和５年度に受け付けたもの		1
ウ	令和５年度において処理したもの		3
	A	調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの	2
	B	公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの	1
エ	翌年度に継続するもの		0

2 不当要求行為

条例第22条第２項に基づくもの

報告件数

0 件

3 委員会及び部会の開催状況

(1) 開催回数

53回

(2) 審議時間

128時間

(総務局監察部監察課)